

坂祝小学校 生活のきまり

R1.11 改訂

1. 服装・持ち物

(1) 普段の服装について

- ①動きやすく安全性の高い服装にする。
- ②名札は、登下校時は着用せず、校内でのみで着用する。社会見学等では着用しない。(安全ピンで衣服に留めることを基本とする。ただし、飾りのない名札留めクリップの使用も可とする。)
- ③帽子は校章を付けた黄色帽子とする。

(2) 体操服について

- ①体操服は、紺色の短パン、白色のシャツとする。シャツは、小さいワンポイントまではよいこととする。
- ②冬季は、長袖シャツ、ジャージとする。代用として、体操服の下にアンダーシャツやレギンスを着る場合は、黒色か紺色とする。タイツなど、つま先まで一体になったものは、けがの手あての際にふさわしくない。
- ③体操服には、名札・ネームを付けない。
- ④上靴は、体育館シューズと兼ねたものにする。けがなど事情がある場合は申し出る。華美にならないスリッパ等を使用してもよい。
- ⑤水泳時の水着には、名札(布)を縫いつける。帽子には正面に大きく名前を書く。

(3) 頭髪等について

- ・髪染めはしない。(健康上の理由、および中学校校則との連携による。)
- ・学習や運動の支障になるような長髪は、ひかえるか束ねる。
- ・帽子をかぶるのに支障となったり、華美になったりする髪飾りや止めゴム等の使用はひかえる。
- ・装身具(ピアス・ネイル等を含む)は身に付けない。

(4) 防寒具等(主に冬期)について

- ・手袋 …使用期間は特に決めず、家庭の判断で使用可。
(ポケットに手を入れて歩くのは危険である。)
- ・耳あて …必要に応じて保護者の判断で使用する。(視覚、聴覚を妨げないよう、華美にならないよう配慮する。使用の際には担任に申し出る。)
- ・マフラー…使用しない。(何かに巻き付いたり、引っ張られて首を絞められたりするものが危険。ネックウォーマーについては、家庭の判断で使用する。)
- ・フード …フード付きの上着はいいが、フードをかぶらない。
(視聴覚が制限されて危険)
- ・トローチ、リップ等 …原則使用しない。
(お医者さんの処方や保護者の方の申し出がない限り使用しない。もし使用する際には、仲間の見てないところで使用する。)
- ・カイロ …原則使用しない。やむを得ず使用する時は、保護者の申し出を経てからとする。その場合も「仲間の見ていないところに出さない」「ポケットの中で持たない」「ゴミ箱に捨てず家で処分」の3点を守る。

(5) 持ち物について

- ・学校生活に関係ない物(不要物)は、学校に持ってこない。(携帯電話も不要物)
- ・学校でシャープペンシルは使用しない。
- ・赤鉛筆、青鉛筆を使用し、カラーペン・ボールペンは使用しない。

2. 校内生活

(1) 登下校に関わって

- ①7:40~8:00までに登校する。
- ②担任の指示でランドセルを使用しない場合を除き、普段はランドセルを使用する。
- ③欠席、遅刻の場合は、必ず連絡をする。連絡カードを利用するが、電話連絡する場合は、始業前までに連絡を入れる。)
- ④家の人による送迎について
 - ・通学班登校を奨励し、必要以上に車での送迎をしないようにはたらきかける。
 - ・送迎の車への乗降は、町民駐車場(キッズドリーム・体育館前)のみとする。
 - ・迎えの連絡は、担任を通す。急な迎えの場合は、保護者と連絡をとり、確実に引き渡す。

- ⑤いったん登校したら下校まで、校外に出ない。
- ⑥迎えの場合も、下校時は所定の場所に並び、歩道橋までは通学班で帰ることとする。
- ⑦塾は帰宅後に通う。やむを得ず学校帰りに塾に寄る場合は、家庭の責任において行う。その際、極力通学路を通るよう指導するが、日本スポーツ振興センターの保険の対象とはならないことがある。
- ⑧東西の児童北側昇降口は、子どもが登校したら施錠する。遅刻した時や学校に用がある場合は、中央の職員玄関より入る。
- ⑨学年下校は、通学班別グループ（近所の子同士）で帰り、一人では帰らない。

(2) 休み時間に関わって

- ①運動場でのボール遊びについて
 - ・ボールが道路に出た場合は、教師がとりに行く。（児童は学校外に出ない。）
 - ・4年生以上がサッカーをする場所は、町民グラウンドとする。
 - ・運動場北側サッカーゴールを使つてのサッカーは禁止する。
- ②観察池・キッズ付近での遊び
 - ・観察池は危険のないよう注意して活用し、許可なく池には入らない。
 - ・キッズの前では遊ばない。また、キッズのもので遊ばない。
- ③町民グラウンドの使用について
 - ・グラウンドゴルフやゲートボール等で町民が利用している時は、立ち入らない。空いていれば、マナーを守り自由に遊んでよい。
- ④休み時間、教師がついていれば体育館を使用してもよい。
- ⑤本館北側、南舎裏側では遊ばない。
- ⑥グリーンベルトは走らない。また、階段横の斜面は通らない。
- ⑦遊具について
 - ・遊具の正しい使い方を説明し、安全への配慮を十分に行う。
 - ・低学年は担任の指導のもと、安全に使用できることを確認した上で使用する。
 - ・アドベンチャーマウンテンでは、滑り台を逆走するなど、危険な使い方をしない。
- ⑧給食後、午後1:05のチャイムまでは教室から出ない。

(3) 学校内の施設等に関わって

- ①職員室の出入り
 - ・職員室に用件のある児童は、カバン、帽子をとって入室し、入り口で学級、氏名、用件を伝える。
- ②備品の扱い
 - ・使用した物は、使用後速やかにもとの場所に返す。
 - ・長期にわたって使用する場合は、学校職員に所在を明らかにしておく。
 - ・体育の備品（ボール等）は、放課後、休日は使用しない。
 - ・職員室の電話は、緊急の場合を除き、児童には使用させない。
- ③特別教室の使用
 - ・職員室にある特別教室の鍵を児童が持ち出す場合は、職員室の先生に申し出て借りる。持ち出した鍵のかかっていたところに「学級名を書いた札」をかける。
 - ・体育館の鍵は、使用後2F入り口を施錠して、職員室に返す。
 - ・体育館使用の際は、西児童昇降口北の扉の開け閉めをする。
 - ・許可なく特別教室には入らない。（学習室も含む。）
- ④ベランダ・校舎
 - ・本館のベランダには、用事がない限り出ない。
- ⑤窓ガラスをはじめ、学校の施設や備品を壊した場合は弁償とする。

3. 自転車の利用について

- ①自転車は、家庭の判断により公道で利用してよい。必ずヘルメットを着用する。
 - ・家庭で自転車点検を実施し、安全な自転車に乗るよう心がける。
 - ・放課後等に運動場には自転車を乗り入れない。
 - ・休み中、学校の用事で登校する時は、原則徒歩とする。

4. その他（校外生活に関わって）

- ・子どもだけで、町外にでない。
- ・子どもどうしの金品の貸し借りをしない。
- ・「生活のきまり」以外の、「可茂地区小中高等学校 校外生活の約束」を守る。（登下校時に店に立ち寄らない。子どもだけでショッピングセンター、ゲームセンターなどに行かない。深夜徘徊・外泊をしない。など）